

信用事業強化計画の履行状況報告書

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の
再編及び強化に関する法律附則第 8 条第 1 項)

平成 24 年 12 月

名取岩沼農業協同組合

目次

1	平成 24 年度上半期の概要	1
(1)	経営環境	1
(2)	主要勘定の状況 (平成 24 年 9 月末現在)	1
(3)	自己資本比率の状況	3
2	農業者に対する信用供与の円滑化その他の当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	3
(1)	農業者に対する信用供与の円滑化のための方策	3
(2)	担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の農業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策	7
(3)	東日本大震災の被災者への信用供与の状況	9
(4)	東日本大震災の被災者への支援をはじめとする被災地域における復興に資する方策	11
(5)	その他当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策	19
3	財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策	22
(1)	経営管理体制	22
(2)	業務執行に対する監査または監督の体制	22
(3)	地域特性・事業基盤にあった収支構造に向けた取組み	22
(4)	与信リスクの管理 (不良債権の適切な管理を含む。)及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理状況ならびにこれらに対する今後の方針	23

1 平成 24 年度上半期の概要

(1) 経営環境

平成 23 年 3 月 11 日に発生しました東日本大震災(以下、「震災」という。)により、東北・関東の広域が被災し、当組合管内(宮城県名取市、岩沼市)においても、人的被害のほか、様々な社会・生活インフラ、生産・営業施設、物流ネットワーク等が過去にない規模の甚大な被害を受けました。

岩沼市の復興計画は平成 23 年 8 月に、名取市の復興計画は平成 23 年 10 月に策定され、生活基盤の再建を中心とする復興整備計画も平成 24 年 3 月に公表されるなか、当組合管内の内陸部を中心に復旧・復興に向けた動きは徐々に進展しつつあり、管内農地についても概ね 7 割の面積で作付が可能となるまで復旧が進んでおります。しかし、依然として仮設住宅での生活を余儀なくされている住民が多数おり、また、被害が甚大な沿岸部農地については今後圃場整備事業による復旧が必要となることから、組合員・利用者を取り巻く環境は引続き厳しい状況にあります。

このような状況下、当組合は、「組合員・利用者の視点にたった」A 運営、地域農業の振興と豊かな地域社会づくりへの貢献」の経営理念のもと、また地域金融機関として地域経済を支える重責を担っていることから、これまで以上に金融仲介機能を発揮し、農業者等への復興支援に取り組んでまいります。

(2) 主要勘定の状況(平成 24 年 9 月末現在)

a 貸出金残高

貸出金残高(末残)は、いまだ沿岸部を中心に農地の復旧や住宅の再建は道半ばにある環境のなか、平成 24 年度から営農を再開する農業者等への貸出や防災集団移転に先んじて個別に住宅再建を図る組合員・利用者への貸出に対し積極的な対応を行ったほか、地方公共団体に対する復興関連の資金需要に対応したことから、平成 24 年 3 月末比 205 百万円増加の 15,523 百万円となりました。

農業関連貸出は、平成 24 年度から営農を再開する農業者等については借入よりも補助事業等を活用する傾向にあるなか、補助の対象とならない農機の購入や施設の修復等のニーズに対し、当組合が震災対応資金として創設した東日本大震災農業経営支援対策資金を中心とした新規貸出に取り組んだ結果、平成 24 年 3 月末比 7 百万円増加の 772 百万円となりました。

その他事業向け貸出については、管内の賃貸住宅建設にかかる資金需要を中心に対応を行ってまいりましたが、一方で約定返済や繰上償還等による残高の減少も進み、平成 24 年 3 月末比 62 百万円減少の 3,908 百万円となりました。

住宅ローンについては、沿岸部における防災集団移転促進事業による移転先の選定や整備等の取組みがようやく緒に就いたところであり、いまだ資金需要が本格化していないなか、個別移転等により住宅再建を図る組合員・利用者へのニーズに積極的に対応した結果、平成24年3月末比41百万円増加の2,070百万円となりました。

その他生活資金については、住宅再建の遅れを背景に、再建に伴う家財購入等の資金需要が本格化していないことなどから、平成24年3月末比2百万円減少の1,136百万円となりました。

地方公共団体向け貸出は、復興関連の資金需要に対応したことから残高が伸長し、平成24年3月末比460百万円増加の4,588百万円となっております。

b 貯金残高

貯金残高（未残）は、公金貯金の受入の増加により平成24年3月末比3,973百万円増加の57,226百万円となりました。

個人貯金につきましては、生活資金の引出しや住宅修繕・購入のための流出等により、平成24年3月末比2,337百万円減少の45,367百万円となっております。

一方、公金貯金は名取市からの受入が増加し、平成24年3月末比6,421百万円増加の9,051百万円となっております。

<主要勘定の推移>				(単位：百万円)	
	平成23年 9月末	平成24年 3月末	平成24年 9月末	前期末比	前年同月比
貯金	59,327	53,253	57,226	3,973	2,101
貸出金	16,204	15,318	15,523	205	681
農業関連	957	765	772	7	185
その他事業向け	4,158	3,970	3,908	62	250
住宅ローン	1,996	2,029	2,070	41	74
その他生活関連	1,197	1,138	1,136	2	61
地公体等	4,310	4,128	4,588	460	278
預け金	42,242	37,535	41,176	3,641	1,066

(3) 自己資本比率の状況

平成 24 年 9 月末時点の単体自己資本比率（推計値）は、平成 24 年 3 月末比 1.08 ポイント低下し、19.03%となりました。

平成 24 年 3 月の優先出資 750 百万円の発行による資本支援以降、震災からの復興需要に十分耐えうる強固な財務基盤を備えております。

(単体自己資本比率の推移)

平成 24 年 3 月末	平成 24 年 9 月末
20.11%	19.03%

(注)平成 24 年 9 月末単体自己資本比率(推計値)は、平成 24 年 3 月末の自己資本額、信用リスク・アセット額、オペレーショナル・リスク相当額を基準に、平成 24 年 9 月末までの資産増減額から推計した信用リスク・アセット増減額を平成 24 年 3 月末の信用リスク・アセット額に加減し、算出しております。

2 農業者に対する信用供与の円滑化その他の当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

(1) 農業者に対する信用供与の円滑化のための方策

a 農業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

震災以降、組合員・利用者が甚大なる被害を受けている状況を踏まえ、特に貸出取引先からの返済猶予申請や条件変更等にかかる相談対応等にあたるため、次のとおり体制を整備しております。

(a) 営農相談担当者の指定

被災者からの営農再開に向けたニーズを把握し、適切なサポートを実施するため、営農センターに配置している営農担当者を「営農相談担当者」に指定しております。計画策定の当初は営農企画セクションの地区担当 6 名を指定しておりましたが、組合員・利用者のニーズをより広く把握する観点から、園芸・購買・農機といった他セクションの要員を相談担当者に追加指定し、平成 24 年 6 月以降 12 名に体制を強化しております。

営農相談担当者は、被災地域の農業者への訪問活動等を通じ、平成 24 年度に作付を再開する農地における水質・土壌検査や施肥の指導、農機・施設復旧のための各種補助金申請にかかる相談対応、営農再開に向けた資金ニーズの把握など、組合員・利用者の皆様の農業再開に向けた支援を行っております。

平成 24 年 4 月から 11 月末までに受け付けた営農再開等に関連した相談件数は 822 件、営農再開等に関連した資金相談については 17 件を受け付けており、審査中等の案件を除く 15 件について既に融資等を実行しております。資金対応以外の相談内容としては、地下水・土壌の成分分析や 1 年休耕した後の作付となる地域における生育不良に関する施肥の相談、平成 24 年度の営農再開に向けた園芸用パイプハウス貸与事業にかかるハウスの建設や作付状況の調査関係、農機の修理等に関する相談が主な内容となっております。

(農業資金等相談件数)

相談内容	24 年 4~9 月	24 年 10~11 月	累計	うち実行済
新規融資	11	5	16	14
既往借入金の条件変更等	1	0	1	1
合計	12	5	17	15

上記のうち 3 件については、営農相談担当者からの情報提供を受けた段階から、担い手金融リーダーが支店融資担当者と連携し、被災者の資金計画策定等をサポートするとともに、低利な農業近代化資金等の資金提案を行い実行に結びつけております。

< 担い手金融リーダー >

当組合では、地域農業の担い手に対する金融機能を強化するため、本店金融部に「担い手金融リーダー」を配置しています。担い手金融リーダーは、担い手農業者の金融面の相談窓口として、担い手農業者のニーズに応じた様々な金融サービスの提供や、支店融資担当者の指導、他部署（営農部等）との連携・調整等を主な役割としています。

(b) 震災相談窓口担当者の指定

被災した組合員・利用者からの事業資金から生活資金まで幅広い融資にかかる相談内容を一元的に管理することで、被災した組合員・利用者のニーズに対して総合的な相談対応を行い、適切なサポートを実施するため、全支店の次長 1 名を「震災相談窓口担当者」(7 名)に指定しております。

震災相談窓口担当者は、被災者からの相談内容を的確に把握し、その内容に応じて「震災相談サポート班」と連携をとり、住宅再建に向けた借入相談や相続に関する相談等、被災者が個々に抱える問題に応じて迅速に解決策を提供していくこととしております。

平成 24 年 4 月から 11 月末までに受け付けた相談件数は 112 件、うち借入にかかる相談は 101 件となっており、審査中等の案件を除く 71 件について既に融資等を実行しております。

(生活資金等相談件数)

相談内容	24 年 4～9 月	24 年 10～11 月	累計	うち実行済
新規融資	71	29	100	70
既往借入金の条件変更等	1	0	1	1
合計	72	29	101	71

(c) 震災相談サポート班の設置

震災に関連した各種の相談対応を強化するため、本店総務部長をリーダーとして各部署 1 名を構成員とした「震災相談サポート班」(6 名)を組織し、営農・金融等それぞれの担当分野において支店震災相談窓口担当者のサポートを行っております。

また、私的整理ガイドラインや宮城産業復興機構・東日本大震災事業者再生支援機構等の案件を含む法的な専門知識を要する相談案件等への対応については、震災相談サポート班が窓口となって、農林中央金庫仙台支店で蓄積されたノウハウや、必要に応じ外部専門家(弁護士等)を活用して組合員・利用者の皆様からの相談に適切に対処していくこととしております。

(d) 渉外担当者による「出向く体制」の強化

仮設住宅等に入居する組合員・利用者には高齢者が多いことに加え、交通の利便性が必ずしも良いとは言えないケースが多いこと、復旧・復興に向けた動きに合わせ変化するニーズを適時・適切に把握し対応していく必要があることから、各支店の金融・共済渉外担当者(24 名)が仮設住宅を継続して訪問しております。

平成 24 年 4 月から 11 月までの訪問件数は延べ 352 件(対象となる仮設住宅等に入居されている組合員戸数約 240 戸)となっており、貯金の払出や集金、家財に対する建物更生共済の新規契約等の被災者ニーズに応えてきております。

訪問した組合員・利用者からは、防災集団移転等の方向性が明確になった後には住宅再建を行いたいといった声も聞かれるようになってきており、復興応援住宅ローンのチラシ配布等を通じて資金ニーズに対応していくなど、引続き被災者ニーズの把握・対応を行ってまいります。

(e) 店舗体制の見直し

本支店が連携した相談体制の充実・強化を図るため、組合員・利用者に対する信用供与の円滑化や利便性の確保に配慮しながら支店業務の効率化を進めていくこととしており、平成 24 年 6 月に閑上支店と下増田支店を統合し、「美田園支店」を開設いたしました。

美田園支店の開設にあたっては、被災地域における 2 支店の統合であり、被災した組合員・利用者からの相談も多く寄せられていることから、これまで本店に配置していた金融渉外担当者 1 名の支店への配置、金融専任の管理職の配置等、より地域に密着した活動が可能となるよう体制の強化を図っております。

b 農業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

当組合では、農業者に対する信用供与の実施状況を含む信用事業強化計画の進捗状況を検証するにあたり、定期的に情報を共有し、進捗管理を行っております。

(a) 検討会議での進捗管理

当組合では、農業者等への新規融資や条件変更にかかる信用供与の実施状況を含む信用事業強化計画への取組状況を検証するため、平成 24 年 4 月に「信用事業強化計画等検討会議」を新設いたしました。

信用事業強化計画に記載した取組事項を具体的行動目標に落とし込み、進捗を管理する様式を制定したうえで、取組実績を本店総務部がとりまとめ、常勤理事、常勤監事、本店部室長および農協系統諸団体が出席して原則毎月開催される本検討会議にて、施策の進捗および計数実績等に対する管理・検討を行っております。

平成 24 年 9 月 26 日の信用事業強化計画等検討会議においては、被災した組合員農家の現況把握の一層の充実等の意見を受け実施した、平成 24 年 6 月末時点での営農再開状況等の現況確認結果について報告を行っております。

具体的には、被災支店（旧閑上・旧下増田・玉浦）の正組合員 1,964 先のうち、平成 22 年度に組合に対する販売実績がある組合員で平成 24 年度第 1 四半期において出荷実績を確認できなかった 942 先に対する現況調査を実施し、概ね 3 割にあたる 276 先が営農を再開していることを確認しております。営農再開先については再開が円滑に行われるよう引続き相談対応等に注力していくとともに、残る 666 先の再開の見通しについても今後把握していくこととしております。

(b) 理事会での進捗管理

当組合では、四半期ごとに、理事会において地域の復興状況に合わせた当組合の施策を検証・検討し、適時・適切に実施事項の改善を図っていくこととしております。

直近の平成 24 年 11 月 28 日の理事会においては平成 24 年度上半期の取組状況にかかる報告を受け、それぞれ計画の進捗状況を管理するとともに、復興状況に応じた当組合の地域における信用供与の対応状況を検証し、対応が適切に行われていることを確認いたしました。

今後の課題の一つとして、防災集団移転促進事業における移転元の土地買取りに伴う抵当権解除等の相談が、多数かつ集中的に寄せられることが想定されることから、行政と連携しながら情報収集に努めていくこと、相談が寄せられた際には本支店が緊密に連携をとり、真摯に対応を行っていくことを指示しております。

(2) 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の農業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策

a 不動産担保又は個人保証に過度に依存しない融資の促進

当組合では、低利かつ原則無担・無保証人の東日本大震災農業経営支援対策資金などの機関保証付貸出を積極的に活用しながら、経営の将来性や復興状況を踏まえ、不動産担保または個人保証に過度に依存しない融資を行った結果、機関保証付貸出を平成 24 年 4 月から 11 月末までに 29 件、421 百万円実行しております。

あわせて、担当者の審査能力の向上を図るため、農林中央金庫仙台支店や宮城県農業信用基金協会による震災特例融資等にかかる研修会等への参加、内部での研修会等を実施しており、平成 24 年 4 月から 11 月末まで外部研修 7 回、内部研修 2 回に対し、参加者は延べ 48 人となっております。

なお、平成 23 年 8 月以降、原則経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないこととする内容に事務手続を改正し、個人保証に過度に依存しない取組みを進めております。

(不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績)

(単位：件、百万円)

資金名	震災～24年3月		24年4～9月		24年10～11月	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業資金	3	50	8	137	2	32
うち東日本大震災農業経営対策資金	2	15	6	32	0	0
うち農業近代化資金	0	0	0	0	1	30
うち農機具ローン	0	0	0	0	1	2
うち事業者ローン	1	35	0	0	0	0
うち賃貸住宅資金	0	0	2	105	0	0
生活資金	33	192	14	162	5	90
うち住宅ローン	10	159	7	150	4	89
うちリフォームローン	2	5	1	3	0	0
うちマイカーローン	16	23	5	8	0	0
うち教育ローン	5	5	1	1	1	1
計	36	242	22	299	7	122

(研修等実績)

(単位：回、延べ人数)

	震災～24年3月		24年4～9月		24年10～11月	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
外部研修	-	-	6	27	1	1
貸出担当者研修	2	29	1	9	1	11
計	2	29	7	36	2	12

b 出資の機会の提供

今回の震災が契機となり、管内においては農地等を集積し、大規模化・法人化を目指す動向も注目されております。

当組合としても、こうした管内の営農形態の動向・変化等について情報収集を行っておりますが、一部において集団化（農業機械・資材等の共同利用）の動きは始めているものの、実質的な法人化に向けた動きは確認できていないことから、実績につながっておりません。

引続き、情報収集に努め、出資受入れを希望する者に対しては、アグリビジネス投資育成株式会社 による出資等、官民の各種ファンドの活用機会に関して、農林中央金庫仙台支店とも連携のうえ、適切に紹介・提案等を行います。

アグリビジネス投資育成株式会社とは、農業法人の発展をサポートするため、JAグループと株式会社日本政策金融公庫の出資により設立され、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」に基づく投資育成事業計画の農林水産大臣承認を受けた機関です。

(3) 東日本大震災の被災者への信用供与の状況

a 被災者に対する条件変更等の状況

当組合では、平成23年3月に「東日本大震災に伴う貸付金に対する支援要領」を定め、震災の影響を受けている農業者、事業者、住宅ローン利用者等から既存融資の返済猶予の申請を受け付けた案件について、最長1年を限度に返済猶予に応じることとしております。

平成24年4月から11月末までの条件変更の受付案件は2件、27百万円（うち1件、7百万円については既に償還期限延長を伴う条件変更を実施した案件の再申請によるもの）に加え、平成24年3月末時点で条件変更の継続対応中であった13件、118百万円を対象に、被災者の状況を踏まえた対応を進めております。この結果、平成24年11月末までの対応として、2件、14百万円については償還期限の再延長を含む条件変更を行うとともに、4件、25百万円については繰上償還、6件、93百万円については約定返済を再開しており、3件、13百万円は個別相談中（対応継続中）となっております。

< 条件変更等の受付状況 >

(単位：先、百万円)

	震災以降～ 平成 24 年 3 月		平成 24 年度 4 月～9 月		平成 24 年度 10 月～11 月		累計実績	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業資金	6	72	1	20	0	0	7	92
うち農業資金	4	8	1	20	0	0	5	28
生活資金	7	46	1	7	0	0	8	53
うち住宅ロ-ン	4	40	1	7	0	0	5	47
合計	13	118	2	27	0	0	15	145

< 条件変更等を受付けた債権の平成 24 年 11 月末の状況 >

(単位：先、百万円)

資金種類	約定返済再開		繰上償還		条件変更		個別相談中	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業資金	1	55	3	24	0	0	3	13
うち農業資金	0	0	3	24	0	0	2	5
生活資金	5	38	1	1	2	14	0	0
うち住宅ローン	3	33	1	1	2	14	0	0
合計	6	93	4	25	2	14	3	13

(注) 残高は受付時のもの

b 被災者に対する新規融資の状況

震災以降、地域の復旧・復興が内陸部を中心に緩やかに進むなか、組合員・利用者の事業基盤や生活基盤を維持するため、当組合は、組合員・利用者の状況・ニーズに応じた融資を実施しております。

その結果、平成 24 年 4 月から 11 月末においては、84 件 756 百万円（うち事業資金 18 件 293 百万円、うち生活資金 66 件 463 百万円）の新規融資を実行しました。

これらの新規融資は、平成 24 年度から営農を再開する農業者の農機の購入や施設の修復等のニーズに対する資金対応、被災された沿岸部の組合員・利用者が個別移転により高台に住宅を取得する際の資金対応のほか、内陸部における賃貸住宅等の建設資金に対応したものの等を含んでおります。

なお、沿岸部については、復興に向けた取組みが緒に就いたばかりであることから、今後本格的に発生してくると見られる資金需要に適切に対応してまいります。

< 新規融資の実績 >

(単位：件、百万円)

	震災以降～ 平成 24 年 3 月		平成 24 年度 4 月～9 月		平成 24 年度 10 月～11 月		平成 24 年度 累計実績	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業資金	7	104	13	256	5	37	18	293
うち農業資金	4	26	9	58	5	37	14	95
生活関連資金	116	391	49	293	17	170	66	463
うち住宅ローン	14	195	7	150	4	89	11	239
合計	123	495	62	549	22	207	84	756

(4) 東日本大震災の被災者への支援をはじめとする被災地域における復興に資する方策

a 金融面の対策

(a) 既往債務の対策

当組合では、震災の影響を受けた債権について、被災債務者への訪問等を通じて、近況等を把握するとともに、適切な相談機能の発揮に取り組んでおります。

既往債務の償還が困難となっている被災債務者に対しては、被災債務者からの声に丁寧に耳を傾け、既往貸出金の返済猶予や条件変更等の対応を行うほか、被災者の状況により、農業信用基金協会と連携した「農業経営負担軽減支援資金」などの負債整理資金の対応や、私的整理ガイドラインの適用を含め、税理士や弁護士等専門家と連携した債務整理等についても検討を行ってまいります。

また、事業の復旧等に際し、二重債務問題への対応が必要であると判断される場合は、宮城産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構を活用する等、新規融資対応と合わせた被災者の再生支援を行っていくこととしており、本店金融部資金融資課が支店に配置されている震災相談窓口担当者をサポートし、利用者からの相談に一元的に対応できるよう体制を整備し支援体制の拡充を図っております。

なお、私的整理ガイドラインについては、震災以降、平成 24 年 12 月末までに 1 件の相談を受け付けておりますが、債務者のご事情により申請までには至っておらず、引続き状況確認等を行っていくこととしております。

(b) 新規資金需要への対応

当組合では、復興に向けた資金需要について、組合員、仮設住宅入居者等地域住民への訪問活動を通じたニーズの把握を行い、県、市、農業信用基金協会、宮城県信用保証協会、日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、宮城県農業協同組合中央会や農林中央金庫仙台支店等の関係機関と連携し、低利・無利子資金等の提供を行っております。

農業者をはじめとする事業者に対しては、事業再開にかかる資金や施設・設備の復旧にかかる設備資金などの幅広いニーズに対応できる、無利子の農業近代化資金等各種公的制度資金を提案しているほか、迅速かつ低利な資金ニーズについては、当組合が被災農業者向けに創設した東日本大震災農業経営支援対策資金を積極的に対応しております。

< 農業近代化資金 >

被災した農業者については、平成 23 年 5 月から、最長 18 年間無利子かつ実質担保・保証人なしの融資対応が可能となりました。

津波被害により、耕作地が浸水あるいは農機や施設等が流失するなどの影響を受けている農業者については、今後農地の復旧に伴い資金需要が発生することが想定されます。

農業近代化資金は、農業者の経営安定のために必要な長期・低利な資金であることから、積極的な提案を行っており、平成 24 年 4 月から 11 月末までの取扱実績は、1 件 30 百万円となっております。

< 東日本大震災農業経営支援対策資金 >

震災により被害を受けた農業者に対する農業経営の支援を図るため、当組合においては農林中央金庫と J A グループ宮城から最長 10 年間 1% の利子補給措置を仰ぎつつ、平成 23 年 10 月以降、低利かつ資金使途に柔軟性を持たせた東日本大震災農業経営支援対策資金の取扱いを開始しております。

迅速な対応を希望する農業者に対しては本資金を積極的に推進しており、平成 24 年 4 月から 11 月末までの取扱実績は、6 件 32 百万円となっております。

< 復興応援ローン >

平成 24 年 4 月から、被災地域の復興や被災者等支援を目的に、被災者等が被災地域の組合から借入れする J A 住宅ローン、J A リフォームローン、J A マイカーローン、J A 教育ローンの生活資金に対して、農林中央金庫が借入期間当初 5 年間、最大 0.5% の利子補給を開始いたしました。

当組合では、利子補給を活用し、金利引き下げを実施した当該商品の総称を「復興応援ローン」として取扱いを開始しております。平成 24 年 4 月から 11 月末までの取扱実績は、15 件 249 百万円（うち J A 住宅ローン 11 件 239 百万円、うち J A リフォームローン 1 件 3 百万円、うち J A マイカーローン 3 件 7 百万円）となっております。

< 東日本大震災生活支援対策資金 >

津波被害により家財道具を含む所有資産を失った被災者の生活必需品等の取得を支援するため、当組合では平成 23 年 10 月以降、低利かつ被災者が家財購入等多目的に使用できる東日本大震災生活支援対策資金の取扱いを開始しています。

平成 24 年 4 月から 11 月末までについては取扱実績がありませんでしたが、小口の資金対応として引続き取扱いを継続してまいります。

< 震災特例融資等貸出実績 >

(単位：件、百万円)

資金等	内 容	取 扱 開始日	震災～平成 24 年 3 月末		平成 24 年 4 ～9 月末		平成 24 年 10 ～11 月末	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額
制度資金の震災 特例融資の取扱	震災による直接・間 接被害に対する資 金。							
農業近代化 資金	被災農業者の運 転・設備資金で末端 金利 0%、無担保・ 無保証、融資機関は J A。	平成 23 年 5 月 2 日	0	0	0	0	1	30
農林漁業セ ーフティネ ット資金	被災農業者の運 転資金で末端金利 0%。融資機関は日 本政策公庫（H 方 式）。		3	9	0	0	0	0
復興対策資金の 取扱	震災被害に対して 新設した資金。							
東日本大震 災農業経営 支援対策資 金の創設	農業経営に関連す る災害復旧・復興に 必要な資金。J A グ ループ宮城の利子補 給有り。原則、基 金協会保証。	平成 23 年 10 月 27 日	2	15	6	32	0	0
東日本大震 災生活支援 対策資金の 創設	被災者の生活維持・ 復旧に必要な資 金。資金。J A グ ループ宮城の利子補 給有り。原則、基 金協会保証。	平成 23 年 10 月 27 日	1	1	0	0	0	0
復興応援ローン (被災者向け特 別金利の設定)	被災した家屋の建 替・代替地購入資金 (住宅ローン)の特 別金利設定。	平成 23 年 7 月 1 日	13	167	0	0	0	0
	被災者向けの住宅 等購入・修繕資金 (住宅ローン・リフ ォームローン)、自 家用車購入(マイカ ーローン)、教育資 金(教育ローン)に 対する特別金利設 定。	平成 24 年 4 月 1 日	0	0	10	158	5	91

(組合員・利用者への主な対応事例)

【事例1】津波により農機を被災した農業者に対する農機購入資金対応 <東日本大震災農業経営支援対策資金>

当組合の組合員である水稻専業農家の田植機が震災により被災しました。除塩作業等の進捗により平成24年度に作付が可能となったため、田植機の新規導入に向け、迅速に対応でき、かつ低利の資金である当組合が被災農業者向けに創設した「東日本大震災農業経営支援対策資金」にて対応し、営農再開に役立てていただきました。

<東日本大震災農業経営支援対策資金の対応内容>

金額 2,360 千円
期間 5年
金利 0.475% (当組合による優遇金利適用)
担保 無
保証 宮城県農業信用基金協会

【事例2】津波により住宅を流失した組合員に対する住宅ローン対応

当組合の組合員が津波により住宅を流失する被害を受けました。新たに内陸部に土地を求めて転居することとなったため、土地付き住宅の購入に向け当組合が被災者向けに金利を優遇した「復興応援ローン(JA住宅ローン)」にて対応し、生活再建に役立てていただきました。

<復興応援ローン(JA住宅ローン)の対応内容>

金額 10,000 千円
期間 15年
金利 0.5% (5年固定：当組合による優遇金利適用)
担保 土地・建物
保証 宮城県農業信用基金協会

【事例3】津波により自家用車を流失した組合員に対するマイカーローン対応

当組合の組合員が津波により自家用車を流失する被害を受けました。新規に自家用車を購入する必要が生じたため、当組合が被災者向けに金利を優遇した「復興応援ローン(JAマイカーローン)」にて対応し、生活再建に役立てていただきました。

<復興応援ローン（JAマイカーローン）の対応内容>

金額 2,820 千円
期間 7 年
金利 1.7%（当組合による優遇金利適用）
担保 無
保証 宮城県農業信用基金協会

b 人材育成と活用

当組合では、組合員・利用者の皆様からの相談に的確に対応し、様々なニーズに対応できる十分な金融・各種事業の知識を持った人材の育成を図るため、農業融資・住宅ローン等の融資業務や年金・相続等の相談業務を中心に研修受講及び資格取得の奨励等を行ってきた結果、平成 24 年 4 月から 11 月末までの間に、FP 技能士 1 名、JAバンク農業融資プランナー 1 名が新たに資格を取得しております。

引続き、農業については、被災農業者の営農再開に向けた資金ニーズや復旧・復興にあわせた営農品目の拡大等のニーズが見込まれることから、一層適切に対応していくため、農業経営アドバイザーや平成 23 年 10 月に創設された JAバンク農業金融プランナーの資格取得を奨励しております。また、生活基盤の安定化が進むにつれ、住宅再建等にあわせ土地・建物取引や生活設計にかかる相談が増加するものと見込まれることから、FP、年金アドバイザー、宅地建物取引主任者についても資格取得を奨励しております。加えて、日常的な相談業務や実務能力にかかる職員の対応力強化に向けて、引続き農林中央金庫仙台支店が開催する集合研修への人材派遣などを通じ、人材の育成に努めております。

<資格取得状況>

資格名	取得者数
FP	3 名
JAバンク農業融資プランナー	1 名
年金アドバイザー	2 名
宅地建物取引主任者	8 名

c 地域復興計画への参画

被災地域における社会的機能や社会経済活動の迅速な復旧・復興に向けた行政の復興計画については、農地再生・営農再開支援等の農業分野における対策等も盛り込まれる形で平成 23 年 8 月に岩沼市、同年 10 月に名取市でそれぞれ策定されております。

当組合としてはそれぞれの復興計画に沿って、今後とも行政等関係機関と連携しつつ、地域の復興を支援してまいります。

平成 24 年度上半期におきましては、特に津波被害が甚大であった沿岸地域の農地を対象に、国が創設した東日本大震災復興交付金事業の一つである「農山漁村地域復興基盤総合事業」を活用した大区画圃場整備事業を推進するため、各地区に圃場整備推進委員会が設立されております。

現在、地権者の意見集約に加え、具体的な区割りや担い手農家の選出等の取組みが本格化しており、当組合としても行政・関係機関との適切な役割分担のもと、当組合が農地利用集積円滑化団体となっている農地利用集積円滑化事業への取組強化を通じ、円滑な事業の推進を支援しております。

農地利用集積円滑化事業

農用地の効率的な利用に向け、その集積を促進するため、農地利用集積円滑化団体が農用地等の所有者から農用地等の貸付け等の委任を受け、担い手農家等意欲ある農業者に貸付け等を行う事業です。

d 地域農業の復旧・復興に向けた取組み

被災地域においては、農業の復興が地域の復興に直結するとの認識のもと、当組合としては引続き、被災地域における農地再生・営農再開に向けた対策を最優先課題として取組みを行ってまいります。

(a) 農地再生に向けた取組み

震災被害により管内耕地面積の約 2/3 に相当する 2,380ha の農地が作付不能となりました。

当組合としては、管内の復興組合の取組みとも連携しつつ、被災農地の瓦礫・汚泥撤去の状況確認・巡回等と併せ、除塩作業支援、代替え農地の調査、復興組合への除草剤の供給等に取り組んできた結果、平成 24 年度は被害面積の約 1/2 にあたる 1,115ha で作付が可能となりました。平成 24 年度につきましては特に、1 年休耕した後の作付となる地域を中心に生育不良に関する施肥の指導や地下水・土壌の成分分析等の取組みを通じ、組合員の円滑な営農再開を支援しております。

平成 25 年度については更に約 400ha で作付が可能となる見込みですが、一方で津波被害の甚大な沿岸部の農地を中心に、前述のとおり行政による大区画圃場整備に向けた取組みが開始されることとなっており、引続き関係団体等との適切な役割分担のもと早期の農地復旧に向けた取組みを支援してまいります。

(b) 園芸農家の営農再開に向けた取組み

津波により園芸用パイプハウスが流失する等の被害が発生し、園芸農家の営農再開に向けて施設の復旧が目下の課題となっていたことから、当組合としてはJA全農みやぎの東日本大震災災害対策事業も活用しつつ、園芸用パイプハウスを当組合自身が取得し、被災農家等に貸与する取組みを実施いたしました。

平成24年5月末までに、41の農業者等に対し190棟の園芸用パイプハウスを貸与しており、建設の終了したところから順次、チンゲンサイ・小松菜・ミニトマト等の栽培・出荷が開始されております。

当組合としては、貸与したパイプハウスの建設支援のみならず、作付ローテーションにかかる調査・栽培指導等の取組みを通じ、営農再開した園芸農家のフォローを継続しております。

(c) 農機リース事業の拡充

農機が流失した組合員の営農再開を支援するため、農機リース事業を拡充すべく、平成24年3月に、トラクター2台、アゼローター2台、リターンデッチャー2台、播種機2台、大豆コンバイン2台を新たに取得し被災農家にリース提供を行っております。

(農機リース実績)

	総台数	うち 24年3月 取得台数	リース実績	
			24年4~9月	24年10~11月
トラクター	3台	2台	1件	0件
アゼローター	3台	2台	19件	0件
リターンデッチャー	2台	2台	3件	0件
バックホー(小型・中型)	2台	-	26件	8件
穴あけ機	3台	-	15件	5件
播種機	2台	2台	9件	0件
大豆コンバイン	2台	2台	4件	4件

アゼローター：農地に畦を作るための機械

リターンデッチャー：農地の排水を行う溝を作るための機械

バックホー：油圧ショベル

穴あけ機：苗を植えるための穴をあける機械

(d) 「仙台白菜プロジェクト」への参画

当組合は「JA全農みやぎとみやぎ生協が中心となって進めている「みんなの新しいふるさとづくりプロジェクト」の一環である仙台白菜プロジェクトに参画しております。

仙台白菜プロジェクトは、比較的塩害に強い白菜の栽培を通じ被災地の農業者の営農再開を支援するとともに、伝統野菜である仙台白菜を復活させ復興のシンボルとしてブランド化を図ること、また県内の高校の生徒たちが生産や販売に関わることを通じ食農・食育に役立てること等を目的に取り組まれております。

平成24年度は高館・玉浦の2地区に圃場を確保のうえ取組みを行っており、9月に明成高校・宮城農業高校の生徒たちによる定植会を実施し、その栽培指導を行いました。また、平成24年11月には生徒たちによる収穫イベントにおける収穫指導、販売イベントにおけるサポート活動を行っております。

(5) その他当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策

次に掲げる地域経済の活性化に資する方策の実践に努めつつ、被災者からのニーズを的確に把握し、信用供与の円滑化を図っております。

a 創業又は新事業の開拓に対する支援にかかる機能の強化のための方策

(a) 新規就農に対する支援

当組合では、震災による被害を乗り越え、地域農業の活性化を図っていくうえでは、新規就農の誘致と新規就農者の就農定着を支援していくことが必要との認識から、行政や社団法人宮城県農業公社等の新規就農・担い手支援組織との連携を図りつつ、関係部署が連携のうえ、新規就農に対する各種支援を行っております。

具体的には、新規就農者の就農検討段階では、丁寧な相談対応を実施し、就農検討者に適切なアドバイスを実施することで、新規就農者の不安を払拭し、就農を後押ししております。

また、就農準備段階では、自立可能な農業技術を短期間で身につけるべく、行政と連携し、就農研修先の紹介や斡旋を実施していくこととしております。その際、最適な研修受入先を紹介できるように、JAバンク新規就農応援事業を活用した、研修受入先への費用助成を行っております。また、研修後に即座に営農を開始できるように、行政と連携し農地仲介や斡旋を実施していくこととしております。

さらに、検討者が就農を決めた段階では、初期投資資金や農業を継続していくために必要な資金のニーズに対応するため、各種制度資金やＪＡ農業資金を紹介しております。また、就農後には、圃場巡回による栽培指導などの営農にかかる相談や、経営に関する相談にも継続的に適切に対応していくこととしております。

平成 24 年 4 月～11 月末までの間においては、組合員子弟 1 名の専門化（園芸）に際し、前述の園芸用パイプハウス貸与事業を活用し初期投資の負担を軽減しており、今後も栽培指導等の各種相談に対応していくこととしております。

社団法人 宮城県農業公社

宮城県農業公社は、農業経営の拡大と安定を図り、宮城県の農業の健全な発展に寄与することを目的として設立された公益法人です。

平成 24 年 3 月に、多様化した農業者のニーズ及び震災復興という喫緊の課題に応えるため、基盤整備、生産支援、担い手育成等の施策をワンストップで提供することを目的に、財団法人みやぎ農業担い手基金・宮城県担い手育成総合支援協議会ほかの団体を統合しており、新規就農者・青年農業者の育成・確保に向けた施策についてもその業務の一部となっております。

(b) 6 次産業化に対する支援

農産物等の価値を高め、または新たな価値を生み出すことを目指していくうえで、農業者による事業の多角化、高度化、新たな事業の創出等を行っていく 6 次産業化の取組みでは、被災地域の復興促進の観点から、有意なものと考えられます。

当組合では、営農部署における相談窓口の設置や信用事業部署と営農・経済事業部署の事業間連携を通じて組合員・利用者の皆様のニーズを汲み上げ、行政や関係機関と連携したうえで、付加価値向上、販売チャネルの確保等の取組みを支援していくこととしています。

平成 24 年 11 月末時点においては具体的なニーズは発生しておりませんが、今後も引続き、他のＪＡでの取組事例等も含め情報収集に努めてまいります。

b 経営に関する相談その他の利用者に対する支援にかかる機能の強化のための方策

震災からの復旧・復興に向けた農業者等からの経営に関する相談等に応えるため、当組合では、各種補助事業や制度資金の活用、農業再開や集約化に向けた対応について、引続き営農部署や担い手金融リーダーを中心とする信用部署とが連携して取り組んでいるほか、資格取得等人材育成により相談機能向上を図ったうえで、農業者の収益力向上に向けた営農技術や経営管理、税務申告にかかる相談対応を行っていくこととしております。あわせて、より専門的な相談やアドバイスが必要な場合には、農林中央金庫仙台支店や農協系統諸団体と連携し対応してまいります。

c 早期の事業再生に資する方策

これまで農業者に対しては、営農部署が中心となり、農業者の営農技術向上に向けた指導や記帳等経営管理の向上に向けたサポートを行い、農業経営にかかる諸課題を洗い出し、早期の経営再建に向けた取組みを指導してまいりました。

今後、具体的な支援を要する事案が発生した場合には、経営改善計画の策定等を行ったうえで、既往債務対策や新規融資の提供を行っていくことが必要になります。特に農業者に対しては、営農部署と担い手金融リーダーを中心とする信用部署とが連携強化したうえで経営改善計画の達成に向けて取組みをサポートしてまいります。

また、大口の事業資金 31 先に対しては、本店信用部署が中心となり、震災による影響度に応じて、経営改善計画の策定要否を見極めたうえで経営改善計画の作成や見直しを行い、毎期の財務分析等を実施したうえで進捗状況のフォローアップを行うこととしておりますが、現時点では大口の事業資金で事業再生の検討が必要な先はないとの認識です。

d 事業の承継に対する支援にかかる機能の強化のための方策

地域における農業、農地や組合員等の生産基盤を維持していくうえでは、担い手対策、相続対応を含む事業の円滑な承継が必要と認識しております。そのため、当組合では営農部署と信用部署とが連携して担い手農業者訪問を行い、情報提供や相談対応を行っております。

当組合では、引続き、税務・法務・相続等の事業承継にかかる相談機能強化に向けた人材育成に努めるとともに、当組合内では解決できない相談・課題等に適切に対応するため、社労士、税理士等外部専門家と連携した相続・税務相談対応を行ってまいります。

e 地域や利用者に対する積極的な情報発信

当組合は、経営状況等についてディスクロージャー誌等により適切に開示するとともに、当組合の地域に対する取組状況についても、ホームページや組合員会報誌等を通じて継続的に情報発信しております。

今後も、組合員・利用者の皆様からの信頼を高めるため、農業をはじめとする地域経済復興への支援策等も含めて、これらの取組みを継続してまいります。

3 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営管理体制

当組合は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っております。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っております。

信用事業については担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っております。

(2) 業務執行に対する監査または監督の体制

当組合では、内部監査部署を被監査部署から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部署の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当組合の本店・支店のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しております。監査結果は代表理事組合長、代表理事専務、常務理事及び常勤監事に報告したのち被監査部署に通知され、半期毎に被監査部署の改善取組状況をフォローアップしております。

また、監査結果の概要を半期毎に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、ただちに理事会、代表理事組合長、代表理事専務、常務理事及び常勤監事に報告し、すみやかに適切な措置を講じております。

(3) 地域特性・事業基盤にあった収支構造に向けた取組み

当組合では、毎期の決算において場所別・部門別の経営分析を実施し、収支構造や課題等を把握し、事業利益等を重視した経営管理を実施しております。

震災による事業基盤の変化を踏まえ、場所別・部門別損益管理を引続き徹底して取組み、地域の復興状況等を踏まえ、赤字部門の業務改善とあわせ、必要に応じ、組合員・利用者に対する信用供与の円滑化や利便性の確保に配慮しながら、金融店舗の再配置を行ってまいります。

(4) 与信リスクの管理(不良債権の適切な管理を含む。)及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理状況ならびにこれらに対する今後の方針

a リスク管理体制

組合員・利用者の皆様に安心して当組合をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要と認識しております。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理規程」などの規程類を定め、リスク管理体制を整備するとともに、認識すべきリスクの種類や管理の仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しております。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めているほか、内在するリスク量に対する自己資本の充実度の検証を行う総体的リスク量管理の手法を導入しております。

b 信用リスク管理

当組合の貸出取引については、各支店での融資審査のほか、本店に融資審査部署を設置し各支店と連携を図りながら、融資審査を行っております。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。また、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しております。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産自己査定を適切に行っております。特に、震災の影響を受けた債権については、時間の経過とともに明らかになる債務者の実態を把握し、資産自己査定に適切に反映するよう取組んでまいります。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでおります。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

震災の影響が中長期に及ぶことが懸念されることから、当組合は、信用リスク軽減に向け、次の取組みを行っております。

ア 不良債権抑制に向けた取組み

当組合は、営農・経済部署や信用部署などの関係部署が連携して、農業者等への訪問・面談等を徹底し、既往取引先の状況把握に継続的に取組み、早期の情報収集に取り組んでおります。また、リスク管理部署が当組合全体の信用リスク状況等を適切に把握・分析するとともに、本支店融資担当者が中心となって、取引先の状況等に適した再建支援等に取り組み、不良債権の抑制等に取り組んでおります。

イ 新規融資時のリスク軽減に向けた取組み

今回の震災による被害状況を踏まえ、不動産担保や個人保証に過度に依存せず被災者の資金ニーズに積極的に対応していく必要がある一方で、自然災害による毀損リスクを軽減するため、機関保証付貸出を積極的に活用しております。

今後も復旧・復興に向けた多岐にわたる資金ニーズが発生することが想定されることから、新規融資時においては、組合員・利用者の皆様の現状やニーズを的確に把握したうえで、返済計画の策定サポートを行うとともに、月次訪問等により、資金対応後の状況把握や計画の進捗状況をフォローしてまいります。

ウ 信用リスクの適切な管理

信用部署において、震災の影響を受けた債権の状況を確認し、被災債権への対応状況を管理するほか、企画管理部署においても、四半期毎に被災者への信用供与の状況や信用リスクに関して取りまとめ、関係部署と情報共有を図っております。

また、四半期毎に理事会に報告のうえ、必要な改善策等を指示するなど適切に信用リスクを把握・管理しております。

c 市場リスク管理

当組合では、「JAバンク基本方針」に基づき、安全・効率運用の確保を図るため、余裕金の3分の2以上を農林中央金庫に預け入れております。この預け金以外の資金運用については、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを定期的に把握するとともに、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALM（資産・負債総合管理）を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、経営層で構成するALM委員会を四半期毎に開催して、運用方針及びリスク管理方針を協議したのち、理事会において決定しております。運用部署は、理事会で決定した運用方針などにに基づき、有価証券運用を行っております。運用部署が行った取引についてはリスク管理部署が執行状況を確認し四半期毎にリスク量の測定を行い、経営層に報告しております。

d 流動性リスク管理

当組合では、前述のとおり、余裕金の3分の2以上を農林中央金庫に預け入れており、全体として高い流動性を確保しております。そのうえで、運用調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めております。また、預け金以外の資金運用にかかる市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

e オペレーショナル・リスク管理

当組合では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて、事務手続きにかかる各種規程を定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合はすみやかに状況を把握して報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めております。

このうち、事務リスクについては、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めております。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しております。

また、システムリスクについては、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、システムリスク管理についてのマニュアルを策定しております。

以上